

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第42号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大和市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号の2キ中「調整児童」の次に「又は当該調整児童」を加え、同号ク中「、又は」を「、若しくは」に改め、同号に次のように加える。

サ 調整児童又は当該調整児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第9条第4号の3ク中「当該措置に係る児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る」を削り、「情報」の次に「（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「当該措置に係る児童」とする。）」を加え、同号に次のように加える。

サ 第4号の2コに掲げる情報（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「当該措置に係る措置児童」とする。）

シ 当該措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第9条第8号ク中「措置児童と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者に係る」を削り、「情報」の次に「（ただし、当該規定中「調整児童」とあるのは「措置児童」とする。）」を加え、同号サ中「定める」を「掲げる」に改め、同号に次のように加える。

シ 措置児童又は措置児童と同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1号第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第14条第8号イ中「（昭和35年法律第37号）」を削る。

第21条第1号に次のように加える。

キ 手当支給児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第21条第4号に次のように加える。

キ 所得状況届出児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第21条第5号に次のように加える。

キ 現況届出児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第21条第6号に次のように加える。

カ 当該届出に係る児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第35条の2第1号キ中「教育・保育給付認定子ども」の次に「又は当該教育・保育給付認定子ども」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号ク中「教育・保育給付認定子ども」の次に「又は当該教育・保育給付認定子ども」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同号ケ中「教育・保育給付認定子ども」の次に「又は当該教育・保育給付認定子ども」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号シ中「定める」を「掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ス 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第35条の2第5号ク中「施設等利用給付認定子ども」の次に「又は当該施設等利用給付認定子ども」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号ケ中「施設等利用給付認定子ども」の次に「又は当該施設等利用給付認定子ども」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同号コ中「施設等利用給付認定子ども」の次に「又は当該施設等利用給付認定子ども」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号ス中「定める」を「掲げる」に改め、同号に次のように加える。

セ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属し、若しくは生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号の判定に関する情報

第35条の2第11号中「同条第3号ロ」を「同条第3号及び第4号」に改め、同号イを次のように改め、同条第12号を削る。

イ 当該支給を受ける施設等利用給付認定保護者又は子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業の対象となる小学校就学前子どもの保護者と同一の世帯に属し、又は生計を一にする者（子ども・子育て支援法第30条の5第3項の施設等利用給付認定保護者に限る。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第36条の5第2号に次のように加える。

セ 当該申請に係る児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第36条の5第4号に次のように加える。

セ 当該届出に係る児童に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報又は知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。